

町田リサイクル文化センター周辺地区連絡会（第11回）でのご意見・ご要望【抜粋】

議 題：第11回 町田リサイクル文化センター周辺地区連絡会

日 時：2016年8月5日（木）18:00～20:55

場 所：町田リサイクル文化センター 研修室

出席者：委員／高橋会長、小林(静)副会長、太田委員、福岡委員、篠島委員、  
小林(哲)委員、守屋委員、彦根委員、中丸(康)委員、中丸(一)委員、  
高木委員、歌代委員

安藤氏（町田市ごみの資源化施設地区連絡会設置要綱 第6 2に基づく）

アドバイザー／荒井氏（公益社団法人 全国都市清掃会議）

事務局(町田市)／小島環境資源部長、田後循環型施設建設担当部長

水島環境資源部次長、

守田循環型施設整備課長、高原循環型施設整備課担当課長、

塩澤環境政策課担当課長

窪倉資源循環課長、林資源循環課担当課長、

宇野3R推進課長

コンサルタント／株式会社日建設計

傍聴者：3名

---

【会議経過】

確認事項

（議題1）：これまでに頂いたご意見・ご要望について

（議題2）：町田市熱回収施設等（仮称）整備運営事業に係るスケジュール

報告事項

（議題1）：環境影響評価について

（議題2）：環境保全協定について

その他

・境川クリーンセンターのし尿等を脱水焼却する計画について

---

## ご意見・ご要望への回答（保留事項の回答を含む）

### 各議題による協議【抜粋】

#### 確認事項：

議題1：これまでに頂いたご意見・ご要望について

意見・要望	要求水準書(案)における地元との関わり方「市の体制・運営協議会」 管理運営の体制について、前回の回答は、職員を育成する、運営協議会の場を利用する、第三者機関を利用する等であったが、具体的にいつごろどのように決まるのか、これは環境保全協定に盛り込むことを考えているのか。
回答	体制作りの時期は、事業者決定後になる。環境保全協定という名称で盛り込むか、名称も含め、今後の検討としたい。監視委員会のような協定締結も考えられる。

議題2：町田市熱回収施設等（仮称）整備運営事業に係るスケジュール

意見・要望	先行工事について 電気工事その他を進めているとのことだが、プール利用について教えていただきたい。
回答	プールは基本的に利用可能であるが、蒸気管を伸ばし既存管と接続する際の作業期間中20日間程度はプールを休業する予定である。2016年の年末から1月10日ごろを目標とし検討中である。

意見・要望	持ち込みごみについて 持ち込みごみが禁止に関して、これは仮設管理棟の建設や新施設の建設で支障があるためか、新施設の稼働後も持ち込みの禁止は継続されるのか。
回答	仮設管理棟の建設やその他工事が始まり関連車両台数が増えるため、持ち込み車両を制限することにより、全体の出入車両台数を抑える計画である。新工場の稼働後も同様の運用としたい。 なお粗大ごみは工事前・工事期間中ともその搬入は可能である。持ち込みは粗大ごみに限定し、その他は通常ルール通り出していきたい。

意見・要望	協定に関する他自治体の例 関西の自治体と住民との間で協定を結んだ仕様書の基準がクリアされず、設備メーカーと住民が揉めている案件があるようである。事情が分かれば教えていただきたい。
回答	町田市においては、要求水準書の内容をしっかりと作り上げ、それを設計に反映させ、その内容をまた確認するといったプロセスを丁寧に進めることで、基準をクリアしたいと考えている。

意見・要望	<b>環境保全協定の検討スケジュール</b> 全体のスケジュールに環境保全協定の検討スケジュールの記載がない。検討し、締結するスケジュールを記載していただきたい。
回答	事業者の決定後、基本設計が始まってから、まずは外観等について説明し、環境保全協定はその次に進める計画をしている。事業者決定後、調整した上でスケジュールを提示したい。

## 報告事項：

### 議題1：環境影響評価について

意見・要望	<b>臭気について</b> 車両の出入口は扉またはシャッターが同時に開閉しないようにと書いてあるが、入る車と出る車、ごみを捨てている車のバランスをどのように考えているのか。プラットホームその他の風圧は外に比べてどの程度の数値になるのか。
回答	具体的には入口を閉めて出口を開けて、中の空気を外へ出さない考え方であるが、事業者の提案によるため、提案内容を受けて検討したい。臭いは外へ出ない状態で通常操業し、停止時も安全操業できるように考えている。 風圧については、現段階では具体的な数値を提示できない。メーカー提案を受けて検討するが、安全性には最善を尽くすことだけは間違いない。

意見・要望	<b>環境影響評価書案について</b> 今後、どのような手続きを踏んで正式な評価書として提出されるのか。意見を出された人に対するフィードバックや意見聴取はあるのか。
回答	意見をいただいた方への回答がこの見解書となる。見解書で町田市の意見等を回答しており、意見を出された方に対する直接的やりとりはない。最終的な評価書は、東京都の環境影響評価審議会からの審査意見に基づき、作成することとなる。住民の意見に分があれば、審査委員会は住民の意見に味方する審査意見を出し、それにより町田市はそれを行う義務がある。一方町田市の意見に理があるならば、意見書の回答で答えた内容を履行するようという審査意見が出ることとなる。

意見・要望	<b>都民の意見を聴く会</b> 公示・縦覧期間中に「都民の意見を聴く会」の公述人が10日まで募集されているが、「公述人」とは何か。「都民の意見を聴く会」とはどのように開催されるのか。意見を聴くのみでその場で回答はされないのか。 また、今までに開かれた実績や頻度を教えていただきたい。
回答	「公述人」とは意見を述べたい方で、広報7月21号に掲載の通り応募している。提出先は東京都である。 「都民の意見を聴く会」は東京都が主催で、会場は町田市内となる。9月6日開催予定である。公募人の応募がなければ開かれない。公募人については、東京都への応募であるため、応募状況は不明である。公述人が述べた意見を東京都の環境影響評価審議会の委員が聴き、公述人の意見を受けて委員から意見が出されれば、町田市としてそれに対する意見書をまとめることとなる。その場での回答はされない。開催実績や頻度は不明である。

意見・要望	<p><b>緑化計画書の見直しについて</b></p> <p>既存の施設を撤去した後の利用について協議したいと再三申し上げているが、変更後の図ではその範囲がすべて緑地になっている。</p> <p>快適な生活が送れるよう住民に対する視点で計画を進めていただかないと困る。既存の施設跡地も含めて、ある程度余裕のある計画が必要と考える。</p>
回答	<p style="text-align: center;"></p> <p>東京都環境影響評価審議会の委員が視察に来た際、北側のスペースについては、緑の連続性を確保するために計画検討するように指摘があり、北側を緑地メインとし、南側に草地・広場を配置したものに変更している。ある程度緑地を確保しなければ審議会に通らず、環境影響評価書が進められない。</p> <p>具体的な中身は今後の自然環境保全計画書で決めていく。</p> <p>東京都の協議となるため、今の段階で緑地を使用可能かどうかは明言できないことについて、ご了解いただきたい。</p>

## 議題2：環境保全協定について

意見・要望	<p><b>環境保全協定の他事例について</b></p> <p>環境保全協定の最近の実例が確認できていない。正式な押印書類ではなくても、経緯と内容だけでも確認はできないのか。他事例を確認した上で地元へ説明したい。他自治体の協定を参考にされたと聞いただけでは説得力に欠ける。町田市も他市から依頼があった際には断るのか。</p>
回答	<p style="text-align: center;"></p> <p>公式に受領するのは、自治体間でもかなり慎重になるのが現状であり、ホームページ等でも協定を公表している例はほとんどなく、関係自治会の範囲では説明があるが、ホームページ等に載せ市民全体に公表している自治体はほとんどない。</p> <p>町田市としても協定を全市に公表することは考えていない。その土地に特化した内容となるので、他自治体に公表することは控えられる。他自治体の協定を参考に、忠生地域の特色を取り込んだ協定案の作成を2017年6～7月頃と考えている。早い段階から協定案を作成し、議論をしたいため、他自治体の情報は入手したいが、連絡会のような公の場で公開することは遠慮いただきたいとのことである。</p> <p>忠生地区の協定が締結された際には、住民の了解を得られれば、他地区の住民にホームページで公開することは可能と考えている。</p>

## その他：境川クリーンセンターのし尿脱水・焼却する計画について

意見・要望	<p><b>汚水への放流について</b></p> <p>公共下水道を整備すると多額の費用がかかる。合併浄化槽のほうが町田市市民にとってはいいのではないのか。トラック1t程度でも汚水の中に流れ込むことの影響はそれほど大きいのか。</p>
回答	<p style="text-align: center;"></p> <p>境川クリーンセンターでは、1997年以降、一般廃棄物であるし尿および合併浄化槽汚泥を井戸水で希釈して公共下水道に投入処理しているが、今後合併浄化槽汚泥の量が増えると下水処理場への汚濁負荷が高くなり、設備能力に支障をきたすおそれがある。また、合併浄化槽で濃縮された汚泥を再度、希釈することは経済的にも非効率であり、脱水処理した汚泥は最終的にどこかで焼却する必要があることから、同じ一般廃棄物である燃やせるごみと一緒に焼却するのが適切と考えている。</p>